### 議案第59号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のよう に改正する。

### 附則別表第1(1)中

Γ								
ı			和室	52.4	900円	600円	700円	200円
	阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円
	民事務所		洋室 2	37.9	700円	500円	500円	100円
			和室	50.8	900円	700円	700円	200円
		成田会議室	洋室	54.0	900円	600円	700円	200円

を

ı		和室	52.4	900円	600円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	900円	600円	700円	200円

に、

Γ.								
-			和室	40.8	700円	600円	600円	200円
		馬橋会議室	洋室1	34.8	500円	400円	400円	100円
			洋室2	34.8	500円	400円	400円	100円
			和室	37.9	700円	500円	500円	100円
	高井戸区	宮前会議室	洋室	75.7	1,300円	800円	1,000円	300円
	民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
			洋室2	76.5	1,300円	800円	1,000円	300円

⅃

を

Γ.		_						
-			和室	40.8	700円	600円	600円	200円
	高井戸区	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
	民事務所		洋室 2	76.5	1,300円	800円	1,000円	300円

]

╛

に改める。

# 附則別表第2(1)中

Г								
1			和室	52.4	1,000円	600円	700円	200円
	阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	700円	500円	500円	100円
	民事務所		洋室 2	37.9	700円	500円	500円	100円
			和室	50.8	1,000円	700円	700円	200円
		成田会議室	洋室	5 4. 0	1,000円	600円	700円	200円

を

Γ							
'		和室	52.4	1,000円	600円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,000円	600円	700円	200円

に、

Γ.		•						
'			和室	40.8	800円	600円	600円	200円
		馬橋会議室	洋室1	34.8	500円	400円	400円	100円
			洋室 2	34.8	500円	400円	400円	100円
			和室	37.9	700円	500円	500円	100円
	高井戸区	宮前会議室	洋室	75.7	1,400円	900円	1,000円	300円
	民事務所	高井戸会議室	洋室1	1 3 2. 7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
			洋室2	76.5	1,400円	900円	1,000円	300円

を

Γ		-						
			和室	40.8	800円	600円	600円	200円
	高井戸区	高井戸会議室	洋室1	132.7	2, 900円	1,900円	1, 900円	700円

 民事務所
 洋室2
 76.5
 1,400円
 900円
 1,000円
 300円

に改める。

## 附則別表第3(4)中

Γ.		_						
'			和室	52.4	600円	400円	400円	100円
	阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	400円	300円	300円	100円
	民事務所		洋室 2	37.9	400円	300円	300円	100円
			和室	50.8	600円	400円	400円	100円
		成田会議室	洋室	54.0	600円	400円	400円	100円

を

| 和室 | 52.4 | 600円 | 400円 | 400円 | 100円 | 成田会議室 | 洋室 | 54.0 | 600円 | 400円 | 400円 | 100円

に、

Γ.		_						
-			和室	40.8	500円	400円	400円	100円
		馬橋会議室	洋室1	34.8	300円	200円	200円	100円
			洋室 2	34.8	300円	200円	200円	100円
			和室	37.9	400円	300円	300円	100円
	高井戸区	宮前会議室	洋室	75.7	900円	600円	600円	200円
	民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	1,900円	1,300円	1,300円	500円
			洋室 2	76.5	900円	600円	600円	200円

を

Γ.		_						
-			和室	40.8	500円	400円	400円	100円
	高井戸区	高井戸会議室	洋室1	132.7	1,900円	1,300円	1,300円	500円
	民事務所		洋室2	76.5	900円	600円	600円	200円

に改める。

## 附則別表第4(4)中

Γ.		_						
-			和室	52.4	800円	500円	500円	100円
	阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室1	37.9	500円	400円	400円	100円
	民事務所		洋室 2	37.9	500円	400円	400円	100円
			和室	50.8	800円	500円	500円	100円
		成田会議室	洋室	54.0	800円	500円	500円	100円

を

Γ.	•							
			和室	52.4	800円	500円	500円	100円
		成田会議室	洋室	54.0	800円	500円	500円	100円

に、

Γ								
1			和室	40.8	700円	500円	500円	100円
		馬橋会議室	洋室1	34.8	400円	300円	300円	100円
			洋室 2	34.8	400円	300円	300円	100円
			和室	37.9	500円	400円	400円	100円
	高井戸区	宮前会議室	洋室	75.7	1,200円	800円	800円	200円
	民事務所	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,400円	1,600円	1,600円	600円
			洋室 2	76.5	1,200円	800円	800円	200円

を

Γ								
-			和室	40.8	700円	500円	500円	100円
	高井戸区	高井戸会議室	洋室1	132.7	2,400円	1,600円	1,600円	600円
	民事務所		洋室2	76.5	1,200円	800円	800円	200円

に改める。

## 別表第2(4)中

Γ	•							-
			和室	52.4	1, 100円	700円	700円	200円
	阿佐谷区	阿佐谷会議室	洋室 1	37.9	700円	500円	500円	100円

民事務所	1						
八争伤川		洋室2	37.9	700円	500円	500円	100円
		和室	50.8	1, 100円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,100円	700円	700円	200円

を

ſ <sub>_</sub>		和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円
	成田会議室	洋室	54.0	1,100円	700円	700円	200円

 $\rfloor$ 

に、

和室 40.8 900円 600円 600円 200円 馬橋会議室 洋室 1 34.8 600円 400円 400円 100円 34.8 洋室2 600円 400円 400円 100円 37.9 和室 700円 500円 500円 100円 高井戸区 宮前会議室 洋室 75.7 1,500円 1,000円 1,000円 300円 民事務所 高井戸会議室 洋室 1 2,900円 700円 1 3 2. 7 1,900円 1,900円 洋室2 76.5 1,500円 1,000円 1,000円 300円

を

Γ								
-			和室	40.8	900円	600円	600円	200円
	高井戸区 民事務所		洋室1	132.7	2,900円	1,900円	1,900円	700円
			洋室2	76.5	1,500円	1,000円	1,000円	300円

に改める。

附則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

### (提案理由)

高井戸区民事務所宮前会議室等の目的外使用を廃止する必要がある。